

開 会

○梅津善之委員長 これから予算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

それでは、去る11月30日の本会議において予算特別委員会に付託になりました補正予算案5件について審査を行います。

なお、審査日程につきましては、既に配付されております会議日程表のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これから、各会計補正予算案の概要の説明を求めます。

議案第109号 令和2年度長井市 一般会計補正予算第10号

○梅津善之委員長 まず、議案第109号 令和2年度長井市一般会計補正予算第10号の1件について。

鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 おはようございます。

議案第109号 令和2年度長井市一般会計補正予算第10号の概要についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,920万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ253億1,886万2,000円とするものでございます。款項ごとの金額につきましては、2ページから4ページの第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、5ページの第2表のとおり債務負担行為を追加するものでございます。

第3条につきましては、6ページの第3表のとおり地方債を追加、変更、廃止をするものでございます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

9ページへお進みます。歳入でございます。13款1項使用料は、あやめ公園入園料で、709万9,000円の減額。

14款1項国庫負担金は、自立支援給付費負担金、障がい児通所給付費負担金などで、2,067万5,000円の増額。

2項国庫補助金は、2目で保育所等整備交付金を1億3,661万8,000円、10ページの認定こども園施設整備交付金を7,259万4,000円、いずれも減額いたしまして、4目を合わせて2億720万8,000円の減額。

15款1項県負担金は、自立支援給付費負担金、障がい児通所給付費負担金などで、1,007万6,000円の増額。

2項県補助金は、2目の山形県低年齢児受入加速化事業費補助金の減額などのほか、4目と下のページの5目、7目を合わせまして837万4,000円の減額。

3項委託金は、99万5,000円の増額。

17款1項寄附金は、1目、3目を合わせて340万円の増額でございます。

12ページ、18款2項基金繰入金は、7目で財政調整基金繰入金を9,180万円減額するなど、2目、8目を合わせて9,100万円の減額でございます。

20款4項雑入は、自立支援給付費国庫負担金及び置賜広域病院企業団負担金の精算金などによりまして、7,853万1,000円の増額。

21款1項市債は、2目の児童福祉施設整備事業債の減額のほか、4目を合わせて合計は下の

ページ、4,920万円の減額でございます。

次に、14ページから歳出でございます。

このたびの補正では、職員人件費につきまして、該当する款項目節において、人事異動に伴う組替えのほか、今後不足が見込まれる時間外勤務手当などの増額及びこれに伴う共済費等の調整、組替えなどを行っております。

議案書の表中、説明欄のうち、これらに関連する部分につきましては、割愛の上、説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

1款1項議会費は、459万8,000円の増額。

2款1項総務管理費は、6目、下のページになりますが、オリンピック・パラリンピックホストタウン事業、地域おこし協力隊推進事業、7目では情報系システム整備推進事業などで減額があり、合計は16ページ、1,706万円の減額。

2項徴税費は、90万1,000円の減額。

下のページの3項戸籍住民基本台帳費は、124万8,000円の減額。

4項選挙費は99万5,000円の増額。

3款1項社会福祉費は、18ページの2目におきまして、自立支援給付事業、障がい児通所給付事業などで増額があり、合計は下のページ、4,492万8,000円の増額。

2項児童福祉費は、1目で保育所等整備事業の2億6,258万6,000円の減額のほか、低年齢児受入加速化事業などで減額し、合計は20ページでございますが、2億7,327万7,000円の減額。

3項生活保護費は、66万3,000円の増額。

下のページ、4款1項保健衛生費は、104万7,000円、2項清掃費は1万4,000円、いずれも増額でございます。

22ページ、6款1項農業費は、64万6,000円の増額。

下のページ、7款商工費は、3目におきまして、公園等維持管理業務、観光振興事業の減額などがあり、合計は24ページになりますが、

2,708万9,000円の減額でございます。

8款2項道路橋りょう費は、61万3,000円の減額。

3項河川費は、土砂災害対策事業で584万円の増額。

下のページ、4項都市計画費は、193万2,000円の減額。

5項住宅費は、住宅新築・増改築補助事業などで、合計は26ページ、1,631万2,000円の増額。

9款1項消防費は、10万円の増額。

10款1項教育総務費は、下のページにかけまして708万4,000円の増額。

2項小学校費は109万3,000円、28ページの3項中学校費は868万5,000円、ともに減額でございます。

4項社会教育費は、下のページにかけまして64万7,000円の増額。

30ページ、5項保健体育費は、18万円の減額でございます。

以上が令和2年度長井市一般会計補正予算第10号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第112号 令和2年度長井市 介護保険特別会計補正予算第3号

○梅津善之委員長 次に、議案第112号 令和2年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号の1件について。

梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 議案第112号 令和2年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号の概要についてご説明申し上げます。

介護1ページをご覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ875万5,000円減額し、歳入

歳出それぞれ33億7,436万7,000円といたすものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

3款2項国庫補助金では、2目地域支援事業交付金で現年度分266万円減額し、3目介護保険事業費補助金で153万5,000円増額し、2項合計では112万5,000円減額するものです。

4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金では、現年度分271万1,000円を減額し、5款2項県補助金、1目地域支援事業交付金では、現年度分125万4,000円を減額し、7款1項一般会計繰入金では、2目地域支援事業繰入金で現年度分125万4,000円減額し、7ページに移りまして、3目その他一般会計繰入金で8万2,000円増額し、1項合計で117万2,000円減額するものです。

7款2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では、215万8,000円を減額するものです。

9款2項雑入では、3目雑入で33万5,000円を減額するものです。

続いて、8ページをご覧ください。

次に、歳出でございますが、1款1項総務管理費、1目一般管理費でシステム改修委託料として442万8,000円を増額し、1款3項介護認定審査会費、3目主治医意見書費で主治医意見書費手数料を281万1,000円減額するものです。

2款につきましては、1項介護サービス等諸費からページ飛びまして10ページ中頃、7項特定入所者介護サービス等費までにつきまして、それぞれ財源更正によるものでございます。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目サービス事業費では、新型コロナウイルス感染症予防のための介護予防事業の休止などによりまして、委託料を637万2,000円、負担金補助及び交付金を400万円それぞれ減額するもの

でございます。

以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第113号 令和2年度長井市 宅地開発事業特別会計補正予算第2号

○梅津善之委員長 次に、議案第113号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第2号の1件について。

佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 それでは、議案第113号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第2号の概要につきましてご説明申し上げます。

議案書の宅地1ページをご覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,090万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,246万5,000円といたすものでございます。

また、第2条の地方債の補正につきましては、宅地3ページの第2表のとおり変更するものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げますので、宅地5ページをお開き願います。

歳入でございますが、宅地造成費の充当財源であります3款市債、1項1目宅地開発事業債につきましては、5,090万円を増額いたすものでございます。

歳出につきましてご説明いたしますので、宅地6ページのほうをお開き願います。

1款宅地開発事業費、2項1目宅地造成費につきましては、緑町地内寺東中央公園北側の宅地開発整備に向けて用地を取得するため、11節

役務費40万7,000円、16節公有財産購入費5,049万3,000円を増額いたすものでございます。

以上、令和2年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第2号の概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**議案第115号 令和2年度長井市
水道事業会計補正予算第3号
議案第117号 令和2年度長井市
下水道事業会計補正予算第4号**

○梅津善之委員長 次に、議案第115号 令和2年度長井市水道事業会計補正予算第3号及び議案第117号 令和2年度長井市下水道事業会計補正予算第4号の2件について。

蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 議案第115号 令和2年度長井市水道事業会計補正予算第3号の概要についてご説明申し上げます。

議案書の水道1ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、修繕費の増加に伴いまして、第2条の収益的収入及び支出の第1款水道事業費用に870万円を増額補正いたすものでございます。

2ページの実施計画をご覧ください。収益的支出の1款1項1目浄水及び配給水費の修繕費を870万円増額いたすもので、これは当初想定していなかった大きな修繕費用が今年度発生しており、今後の漏水事故等に対応する修繕費の不足が見込まれることから、これらの修繕に要した費用相当額を不足見込額として増額いたすものでございます。

3ページにつきましては、補正後のキャッシュフロー計算書でございます。このたびの補正を加味して資金の期末残高を7億3,562万8,000

円と見込んだものでございます。

続きまして、議案第117号 令和2年度長井市下水道事業会計補正予算第4号の概要についてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、時間外手当等、職員人件費を増額補正いたすものでございます。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款公共下水道事業収益に11万円、第3款農業集落排水事業収益に6万5,000円を増額いたすとともに、支出の第1款公共下水道事業費用並びに第3款農業集落排水事業費用にそれぞれ収入と同額を増額いたすものでございます。

2ページをお開き願います。第3条の資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款公共下水道事業資本的収入に68万円、第4款浄化槽事業資本的収入に1万4,000円を増額いたすとともに、支出の第1款公共下水道事業資本的支出並びに第4款浄化槽事業資本的支出にそれぞれ収入と同額を増額いたすものでございます。

第4条、第5条につきましては、記載のとおり変更いたすものでございます。

3ページをご覧ください。実施計画書によりご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、1款、3款ともに2項の営業外収益に一般会計補助金をそれぞれ11万円、6万5,000円増額いたすものでございます。

収益的支出におきましては、こちらは4ページにかけてとなりますが、1款、3款ともに1項の営業費用にそれぞれ収入と同額を増額いたすもので、いずれも3目の総係費、時間外手当でございます。

資本的収入では、1款、4款ともに3項の補助金に一般会計補助金をそれぞれ68万円、1万4,000円を増額いたします。

5ページの資本的支出につきましては、1款

1項3目の建設総務費に時間外手当、住居手当等68万円を増額し、4款1項1目の建設総務費に寒冷地手当1万4,000円を増額いたすものでございます。

6ページから8ページにつきましては、給与費明細書となっております。

9ページのキャッシュフロー計算書でございますが、こちらもこのたびの補正を加味して資金の期末残高を673万6,000円と見込んだものでございます。

以上が令和2年度長井市水道事業会計補正予算第3号並びに令和2年度長井市下水道事業会計補正予算第4号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度長井市各会計補正予算案に関する総括質疑

○梅津善之委員長 概要の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、ご指名いたします。

浅野敏明委員の総括質疑

○梅津善之委員長 順位1番、議席番号7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 おはようございます。共創長井の浅野敏明でございます。

それでは、早速、予算総括質疑を行いたいと思います。

1番目の質問は、長井市農村地域産業導入実施計画変更業務についてご質問いたします。

7款1項4目企業振興費、101企業誘致・受

注拡大等に資するネットワーク形成事業、長井市農村地域産業導入実施計画変更業務委託料18万7,000円減額の関連でご質問します。

産業活力推進課長からの当初予算における長井市農村地域産業導入実施計画変更業務委託の概要の説明では、長井市北工業団地や空き工場の情報を整理するとともに、新産業団地構想の具体的な進め方について検討していくための業務委託との説明がありました。

この計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、以降、農村産業法とします、に基づき、農業とその導入される産業と均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化を目指すことが目的とされており、本市の産業基盤を構築する上で重要な計画だと思います。

実施計画変更の概要と減額になった理由について、産業活力推進課長に伺います。

○梅津善之委員長 佐々木勝彦産業活力推進課長。

○佐々木勝彦産業活力推進課長 初めに、農村地域産業導入実施計画の変更の概要についてお答えいたしたいと思います。

成田地区の長井北工業団地は、昭和47年に農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法によりまして、産業導入地区として指定を受けた農工団地でございます。農業と工業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、農地転用に係る配慮等が支援されてきました。

この農工法では、企業立地を促進する業種の導入計画、また、新たな雇用の創出と農業と産業の一体的な振興を図るための地区整備計画を市町村が作成することを定めておりまして、本市におきまして、長井北工業団地農村地域産業導入実施計画書を作成しているところでございます。現在この区域には、市所有の未利用地はなく、未操業の企業用地はございますけれども、民地であるため、その利用は所有者の意向によるものとなっております。また、今後、農地の貸出しや売却の動きも見込まれない状況でござ